自家発Q&A 54

自家発電設備の設置及び維持管理に係る各種資格

れます。

電気事業法では事業用電気工作物に該 当する自家発電設備の設置者に対し、そ の設置工事及び設置後の点検等の業務が 適正に行われるよう、業務の監督者とし て主任技術者の選任を設置者に義務づけ ています。

9月号では、工場や事業場等に設置される発電設備とは異なる、建設工事現場等で使用される移動用発電設備に関する主任技術者の選任について解説します。

Q 1 建設工事現場等の仮設の電源として使用される移動用発電設備も、事業用電気工作物として扱われるものは主任技術者の選任が必要なのでしょうか。

A1 建設工事現場等で使用される 移動用発電設備は、ほとんど

がディーゼル機関を原動機とするものです。したがって、出力10kW以上のものは内燃力発電設備として事業用電気工作物の適用を受け、電気主任技術者の選任が設置者に対して課せられています。

Q2 移動用発電設備の設置者とは、どのような立場の人を指すのでしょうか。

A2 移動用発電設備の設置者とは、 建設工事現場等において、実際に発電設備を使用する者、すなわち建設業者等がこ

際に発電設備を使用する者、すなわち建設業者等がこれに該当します。

Q3 建設業者等の中には、事業 規模が小さく、電気主任 技術者免状の交付を受けている者(有資格者) を容易に雇用することができないことが考えら

このような場合の電気主任技術者の選任は、 どのように行えばよいのでしょうか。

A 3 電気事業法第43条第2項では、 「自家用電気工作物を設置する

者は、前項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を 受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を 主任技術者として選任することができる。」と定め ています。

なお、自家用電気工作物とは、事業用電気工作物のうちの電気事業用以外のもので、工場や事業場等に設置される電気工作物をいいます。

第43条第2項の規定により、有資格者以外の者でも許可を受けて電気主任技術者として選任することができますが、その場合、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」において定める電気主任技術者の選任に関する許可基準を満たす必要があります。

選任許可の基準の概略は囲みのとおり。

・許可の対象となる者

定められた学歴(※1)、資格(※2)又はこれ と同等以上の知識・技能を有している者(※3)

・許可の対象となる設備

出力500kW未満の発電所 最大電力500kW未満の需要設備

- ※1 高等学校又はこれと同等以上の教育施設(高等専門学校、大学)において、電気事業法令の規定に基づく所定の科目を修めて卒業した者
- ※2 第1種電気工事士等
- ※3 自家用発電設備専門技術者又は可搬形発電設備専門技術者は、実務経験等が同等以上の知識・技能を有しているものととして、選任許可の審査において運用されている。

Q4 従業員の中に選任許可の対象となる者がおらず、選任許可対象外の出力500kW以上の移動用発電設備を使用する建設業者等の場合、電気主任技術

者の選任について別の方法はあるのでしょうか。

A 4 電気事業法施行規則第52条で は設置者(建設業者等)に対

し、一定の要件を満たす法人(電気保安法人)又は個人(電気管理技術者)との間で電気工作物の保安管理業務に関する委託契約を結び、かつ、経済産業大臣(又は所轄産業保安監督部長)の承認を受けた場合、自らは電気主任技術者を選任しないことができると定めています。対象設備は出力2,000kW未満の発電所で、移動用発電設備の規模(出力)から考

えると委託契約は十分可能と思われます。

どのように行えばよいのでしょうか。

Q5 移動用発電設備は、様々な 建設工事現場等において 短期間使用するケースがほとんどです。 このような場合の電気主任技術者の選任は、

A 5 建設工事現場等における電気 主任技術者は、通達「移動用

電気工作物の取扱いについて」により、発電設備を「使用する場所」又は「これを直接統括する事業場」に選任することとされ、どちらかを選択すればよいことになります。図1及び図2に示しました。

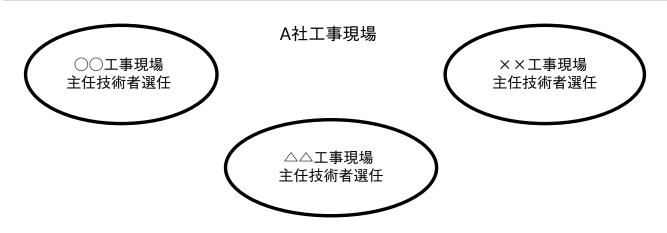


図1 発電設備を使用する場所(建設工事現場等)に選任

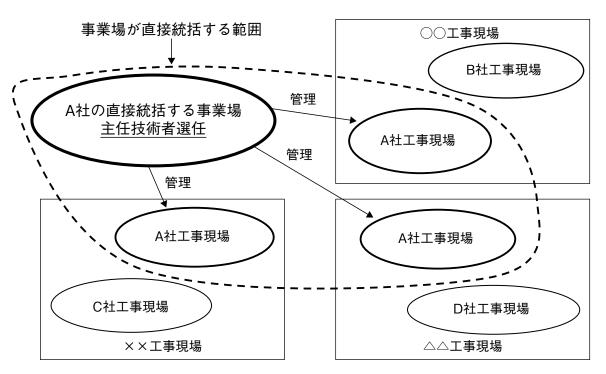


図2 発電設備を使用する場所(建設工事現場等)を直接統括する事業場に選任

内発協ニュース/2020年9月号